公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第５７号
北海道雨竜郡雨竜町字満寿39番地40
債務者　長谷川　修
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６３号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目37番地の19
債務者　北村　能伸
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔内　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６４号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目37番地の19
債務者　北村　千歳
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔内　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４８８号
北九州市八幡西区竹末２丁目14番２号　キズナダイニング
債務者　葛島　　久
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６０号
北九州市八幡西区楠木２丁目15番３号　101号
債務者　渡辺　達矢
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城戸幸一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１号
奈良県大和高田市大字神楽190番地１　丸一文化住宅12号
債務者　中川　清一
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙島健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３０２号
北海道恵庭市島松本町２丁目17番２号
債務者　節安　祐人
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　縄野　　歩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９２号
兵庫県三田市つつじが丘南２丁目９番地10
債務者　山田　大介
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　進一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０５４号
愛知県東海市富木島町伏見１丁目３番地の13
債務者　髙松　　幹
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７号
愛知県一宮市森本１丁目20番５号　ソシアルコート森本201号
債務者　山田　博昭
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽加奈絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１７８号
長崎県長崎市小ケ倉町２丁目398番地30　ファミーユ南長崎弐番館205号
債務者　甲斐　重光
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有馬　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５７号
札幌市清田区平岡２条１丁目４番12号　グリーンヒルＣ―102号
債務者　佐藤　智昭
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　泰彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５７号
さいたま市北区今羽町244番地２　市営今羽団地３―501
債務者　福田　京子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　義明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
さいたま市中央区上峰１丁目19番28号
債務者　藤野　祐一
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　　譲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５２号
愛知県岩倉市大市場町郷廻432番地
債務者　川井　吉彦
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１６７号
さいたま市緑区松木２丁目21番地４
債務者　梅宮　　武
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係